

## 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携（以下「広域連携」という。）が必要となる災害（以下「大規模災害」という。）時の廃棄物対策に関する広域連携について検討することを目的とする。

### (検討事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討等を行うものとする。

- (1) 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 中部ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- (3) 中部ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であって、各構成員が必要とする情報の共有
- (4) その他、本協議会での検討等が必要な事項

### (構成員等)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

なお、各構成員が推薦する者がオブザーバーとして出席することを妨げない。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、環境省中部地方環境事務所資源循環課におく。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

この要綱は、平成27年 7月24日から施行する。

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

この要綱は、平成29年 8月21日から施行する。

この要綱は、平成30年 2月14日から施行する。

この要綱は、平成30年 8月29日から施行する。

この要綱は、平成31年 2月 4日から施行する。

この要綱は、令和元年 8月 26日から施行する。  
この要綱は、令和2年 9月 7日から施行する。  
この要綱は、令和3年 2月 1日から施行する。  
この要綱は、令和3年 9月 3日から施行する。  
この要綱は、令和4年 9月 8日から施行する。  
この要綱は、令和5年 2月 13日から施行する。

